

別紙 1

支援の対象事業及び区分

表 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法関係

サービス種別	区 分
療養介護	入所系事業所
施設入所支援	
共同生活援助	
短期入所（※1）	
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	
福祉ホーム	
生活介護	通所系事業所 ①
自立訓練（機能訓練）	
自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
児童発達支援センター	通所系事業所 ②
児童発達支援	
放課後等デイサービス	
地域活動支援センター	
小規模共同作業所	訪問系事業所
居宅介護	
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	
地域移行支援	
地域定着支援	
計画相談支援	
障害児相談支援	
補装具（販売、貸付、修理）（※2）	
日常生活用具給付（※2）	

※1 空床利用型を除く。

※2 事業所とは、北九州市と補装具費代理受領契約、日常生活用具給付等事業委託契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が北九州市内にあるものに限る。